

(令和7年6月18日提出)

第11期岩国市分別収集計画

令和7年6月

山口県岩国市

1 計画策定の意義

私たちの生活は、大量生産・大量消費型の社会経済システムによって豊かなものとなったが、それは大量廃棄を伴うものであり、環境保全や資源循環を阻害するだけでなく、ごみ問題やダイオキシン問題等の身近な問題から、天然資源の枯渇や温暖化等の地球規模の問題まで、様々な環境問題を抱えるシステムであった。

今後は、限られた地球資源を大切にし、資源を繰り返し利用することにより環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」を形成することが必要である。

本市では、令和6年3月に第2次岩国市一般廃棄物処理基本計画を策定し、本市を取り巻く社会情勢の変化と、既定計画で顕在化した課題に取り組んでいる。

現在のごみ処理については、平成11年4月より供用開始している岩国市リサイクルプラザをごみの資源化の拠点施設とし、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下単に「法」という。）に基づき、ごみの分別徹底や資源化対策を推進している。

また、サンライズクリーンセンター（焼却施設）においては、発電設備の導入により温室効果ガスの削減を図り地球温暖化の防止に寄与することを目指すとともに、焼却灰をセメント原料化し最終処分場の延命化及び資源の有効活用を行っている。

本計画は、このような状況のなか、法第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、技術的にその再生資源としての利用が可能である容器包装廃棄物の分別収集及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、最終処分量の削減と資源のリサイクルを図る目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本市は、本計画の推進により、廃棄物の減量、最終処分場をはじめとするごみ処理施設の延命化、資源の有効利用及び循環型社会の構築を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの発生・排出削減、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民、事業者及び行政が一体となった取り組みによるごみの減量
- (3) ごみの適正処理の推進による地域環境の保全

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製の容器、アルミニウム製の容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製の容器包装、ペットボトル製の容器、その他のプラスチック製の容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における排出量の見込み量の見込みを下表に示す。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
5,109t	5,041t	4,975t	4,906t	4,837t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

(1) 環境教育・啓発活動

広報いわくにやホームページ等を通じて、ごみの分別やリサイクル等に関する啓発を行う。また、事業者に対してはパンフレット等を作成し、ごみの減量と適正処理の推進を図る。

さらに、岩国市リサイクルプラザにおいて、市民を対象とした施設見学やリサイクル体験学習を実施し、ごみの適正処理や有効利用についての理解を深める。

(2) 岩国市環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物減量等推進審議会としての位置付けのある岩国市環境審議会において、廃棄物の減量等について広く意見を聴き施策に反映する。

(3) ごみ減量等推進協力員制度

地域におけるごみ排出の適正化を図るため、「ごみ減量等推進協力員」を登録しており、今後も協力員と連携し、ごみの分別の適正指導及び地域環境美化の一層の推進を図る。

(4) ごみ分別排出の効率化

ペットボトルの収集方法について、拠点回収箇所の充実を図り、随時見直しを行う。

(5) 販売事業者との協力

市民のマイバッグ持参を推進するとともに、スーパーマーケット等の量販店に容器包装の自主回収継続の協力要請を行い、ごみ減量等を進める。

(6) 海洋プラスチックごみ問題への対応

ポイ捨て撲滅の啓発や不法投棄ごみの回収等を実施するとともに、環境省主催の「プラスチック・スマート」キャンペーンを活用し、プラスチックとの賢い付き合い方の周知を図る。

(7) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応

処理施設の状況やコスト面、市民が理解しやすく負担の少ない方法で実施できるよう調査・研究を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場をはじめとするごみ処理施設の延命化を図り、岩国市リサイクルプラザにおける資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類について下表左欄のとおり定める。

また、市民の協力度、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分については下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		かん類
主としてアルミニウム製の容器		かん類及びアルミ缶（資源品）
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック（資源品）
主として段ボール製の容器包装		段ボール（資源品）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8		令和9		令和10		令和11		令和12	
主としてスチール製の容器	91 t		90 t		88 t		87 t		86 t	
主としてアルミ製の容器	112 t		111 t		109 t		108 t		106 t	
無色のガラス製容器	(合計) 129 t		(合計) 127 t		(合計) 125 t		(合計) 124 t		(合計) 122 t	
	(引渡額) 129 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 127 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 125 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 124 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 122 t	(独自処理額) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 377 t		(合計) 372 t		(合計) 368 t		(合計) 362 t		(合計) 357 t	
	(引渡額) 377 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 372 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 368 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 362 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 357 t	(独自処理額) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 210 t		(合計) 207 t		(合計) 204 t		(合計) 201 t		(合計) 199 t	
	(引渡額) 210 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 207 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 204 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 201 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 199 t	(独自処理額) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7 t		7 t		7 t		7 t		6 t	
主として段ボール製の容器	309 t		305 t		301 t		297 t		293 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t									
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 164 t		(合計) 162 t		(合計) 160 t		(合計) 157 t		(合計) 155 t	
	(引渡額) 164 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 162 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 160 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 157 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 155 t	(独自処理額) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,017 t		(合計) 1,990 t		(合計) 1,964 t		(合計) 1,937 t		(合計) 1,910 t	
	(引渡額) 2,017 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 1,990 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 1,964 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 1,937 t	(独自処理額) 0 t	(引渡額) 1,910 t	(独自処理額) 0 t
（うち白色トレイ）	(合計) 0 t									
	(引渡額) 0 t	(独自処理額) 0 t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、令和6年度の分別収集及び資源化の実績数値を参考にし令和7年度の見込み量を算出し、令和8年度以降は令和7年度の見込み量に人口変動率を乗じて算出した。

なお、人口変動率は、住民基本台帳人口（10月1日、外国人含む）を基に直線回帰式により将来推計した数値を用いて次のとおり設定した。

項目 \ 年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
人口	122,551人	120,925人	119,299人	117,674人	116,048人
対前年度比	99.2%	98.7%	98.7%	98.6%	98.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

資源品については、自主的な回収を行う福祉団体に対して奨励金を交付する制度を継続し、再資源化の推進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
かん類	スチール缶	かん類	市による定期収集	市
	アルミ缶	かん類 アルミ缶(資源品)		民間業者
びん類	無色のガラスびん	びん類	市による定期収集	市
	茶色のガラスびん			
	その他の色のガラスびん			
紙類	紙パック	紙パック(資源品)	市による定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール(資源品)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による拠点回収(スーパー、公共施設)、一部定期収集(玖北地域)	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施するにあたっての分別収集対象品目ごとの収集・運搬・処理方法を下表に示す。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール缶	かん類	指定袋	2 t・4 t パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ缶	かん類	指定袋	2 t・4 t パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
	アルミ缶（資源品）	ビニール袋		民間業者
無色のガラスびん	びん類	指定袋	2 t・4 t パッカー車	リサイクルプラザ (選別施設)
茶色のガラスびん				
その他の色のガラス びん				
紙パック	紙パック（資源品）	専用紙ひも	2 t・4 t パッカー車 平ボディ車	民間業者
段ボール	段ボール（資源品）	専用紙ひも	2 t・4 t パッカー車 平ボディ車	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	回収ボックス 一部指定袋	2 t・4 t パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック類	指定袋	2 t・4 t パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

地域における容器包装廃棄物の排出の適正化を進めていくため、ごみ減量等推進協力員を登録する。

また、岩国市環境審議会に諮ることにより外部委員からの意見を施策に反映する。

《添付書類》

1 見込量の根拠

(1) 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

容器包装廃棄物の排出量の見込みは、令和6年度の分別基準適合物量の実績値に焼却ごみに含まれる対象物を合算した値に、人口変動率を乗じて算出した。

なお、焼却ごみに含まれる対象物の組成割合は、令和5年度第2次の岩国市一般廃棄物処理基本計画策定時に行なった焼却ごみの組成調査の結果を、人口変動率は住民基本台帳人口（10月1日、外国人含む）を基に直線回帰式により将来推計した数値から求めた割合を採用した。

(単位：t)

容器包装 廃棄物の種類		年 度				
		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
かん 類	スチール缶	80	79	78	77	76
	アルミ缶	120	118	117	115	113
びん 類	無色のガラスびん	120	118	117	115	113
	茶色のガラスびん	359	354	350	345	340
	その他の色のガラス びん	200	197	194	192	189
紙 類	紙パック	200	197	194	192	189
	段ボール	638	630	622	613	605
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	160	158	155	153	151
	その他のプラスチック 製容器包装	3,232	3,190	3,148	3,104	3,061
合 計		5,109	5,041	4,975	4,906	4,837

- (2) 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集量の見込みは、令和6年度の分別収集量に人口変動率を乗じて算出した。

資源化量（回収量）の見込みは、令和4年度から6年度までの容器包装廃棄物の分別収集量及び資源化量から算出した資源化率を令和7年度以降の値として設定し、分別収集量の見込み値に乗じて算定した。

ア 分別収集及び資源化の実績

(ア) 岩国市リサイクルプラザ

(単位：t)

容器包装 廃棄物の種類		区分 年度	分別収集量			資源化量		
			令和4	令和5	令和6	令和4	令和5	令和6
かん類	スチール缶		99	96	93	81	78	69
	アルミ缶		34	31	28	28	25	21
びん類	無色のガラスびん		170	133	132	56	33	43
	茶色のガラスびん		409	400	387	136	98	126
	その他の色のガラスびん		250	238	215	83	59	70
プラスチック	ペットボトル		170	165	168	158	151	157
	その他のプラスチック製容器包装		2,236	2,136	2,068	1,793	1,648	1,736

(イ) 資源品回収

(単位：t)

容器包装 廃棄物の種類		区分 年度	分別収集量		
			令和4	令和5	令和6
かん類	アルミ缶		104	98	87
紙類	紙パック		7	7	7
	段ボール		379	346	317

イ 分別収集量の見込み

(単位：t)

容器包装 廃棄物の種類		年 度				
		令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
かん 類	スチール缶	91	90	88	87	86
	アルミ缶	112	111	109	108	106
びん 類	無色のガラスびん	129	127	125	124	122
	茶色のガラスびん	377	372	368	362	357
	その他の色のガラス びん	210	207	204	201	199
紙 類	紙パック	7	7	7	7	6
	段ボール	309	305	301	297	293
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	164	162	160	157	155
	その他のプラスチック 製容器包装	2,017	1,990	1,964	1,937	1,910
合 計		3,416	3,371	3,326	3,280	3,234

ウ 資源化量（回収量）の見込み

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類		年 度				
		令和 8	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12
かん 類	スチール缶 (×0.79)	72	71	70	69	68
	アルミ缶 (×0.95)	107	105	104	102	101
びん 類	無色のガラスびん (×0.30)	39	38	38	37	37
	茶色のガラスびん (×0.30)	113	112	110	109	107
	その他の色のガラス びん (×0.30)	63	62	61	60	60
紙 類	紙パック (×1.00)	7	7	7	7	6
	段ボール (×1.00)	309	305	301	297	293
プラ スチ ック	ペットボトル (×0.93)	152	150	148	146	144
	その他のプラスチック 製容器包装 (×0.80)	1,613	1,592	1,572	1,550	1,528
合 計		2,475	2,442	2,411	2,377	2,344

(注) 括弧内は資源化率を示す。

- 1 スチール缶の資源化率は、過去3年間の実績から79%とした。
- 2 アルミ缶の資源化率は、過去3年間の実績から95%とした。
- 3 びん類の資源化率は、過去3年間の実績から30%とした。
- 4 紙類の資源化率は、過去の実績から100%とした。
- 5 ペットボトルの資源化率は、過去3年間の実績から93%とした。
- 6 その他のプラスチック製容器包装の資源化率は、過去3年間の実績から80%とした。

2 容器包装廃棄物の処理フロー

容器包装廃棄物に係る分別排出・収集・運搬・選別・処理のフローチャートは、次のとおりである。

